

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じて いただいた大規模施設等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金について (6月1日以降の時間短縮分)

県では、まん延防止等重点措置を講じるべき区域内における、床面積が1000㎡を超える施設等に対する営業時間短縮等の要請について、県内の感染状況等を踏まえ、6月20日まで継続することとしました。

これに伴い、要請に御協力いただいた大規模施設及び当該施設の一部を賃借するテナント・出店者等に対して、事業規模に応じた協力金を支給します。

## 1 支給対象

原則として、令和3年6月1日から6月20日までの全期間、まん延防止等重点措置を講じるべき区域内で要請に御協力いただいた以下の施設等

(千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市)

- ・特別措置法24条9項に基づく1,000㎡超の大規模施設(物品販売業を営む店舗(食品、医薬品等生活必需物資の店舗を除く)、運動施設・遊技場、遊興施設、サービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)等)
- ・上記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント・出店者等
- ・1,000㎡超のイベント関連施設<sup>※</sup>等の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント・出店者等

※ 集会場、展示場、ホテル・旅館(集会の用に供する部分)、テーマパーク、遊園地等

## 2 主な支給要件及び支給額

### (1) 主な支給要件

- ・20時から翌朝5時まで(映画館については21時から翌朝5時まで)営業自粛すること
- ・酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わないこと
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること など

### (2) 支給額

以下の区分に応じて、協力期間の日数分を支給します。

	大規模施設	テナント・出店者等
支給額	休業面積1,000㎡毎に2.0万円 ×「短縮した時間／本来の営業時間」	休業面積100㎡毎に2万円 ×「短縮した時間／本来の営業時間」

〔6月1日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月4日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から6月20日までの日数分を支給します。〕

※ 大規模施設における支給対象のテナント店舗等数が10以上の場合、1店舗につき2千円が加算されます。その他の加算等についてはホームページを御参照ください。

※ 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。

### 3 県からのお願い

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、施設内外に混雑が生じることがないように、入場整理（入退場規制、一方通行などの導線管理、雑踏警備等）を強化し、密集回避・感染防止策を徹底してください。
- (2) 入場整理を徹底していること及び混雑予測、混雑状況を店舗へ掲示したり、ホームページ等により周知をお願いします。

### 4 予算

補正予算額 50億円

※ 財源は全額国庫支出金

※ 知事専決による予算措置を行います。

### 5 感染拡大防止対策協力金についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金（大規模施設・テナント等）コールセンター

【電話番号】0120-297107

【受付時間】午前9時から午後6時まで（土・日・祝含む）